

ボランティア・市民活動行事保険

傷害保険（行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険＜Ⅰ型＞・国内旅行傷害保険特約付普通傷害保険＜Ⅱ型＞）
賠償責任保険（施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険）

1. ボランティア・市民活動行事保険とは

この保険は、日本国内において「社会福祉協議会」や「ボランティアグループやNPO法人などの市民活動団体」、「社会福祉協議会の会員団体」が主催者となる行事活動中の、ボランティアスタッフや参加者のケガおよび主催者が賠償責任を負った場合に備えてご加入いただくものです。

保険種類	お支払いする場合
傷害保険	行事開催中の急激かつ偶然な外来の事故によりボランティアスタッフや参加者が被った身体の傷害に対し、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をお支払いします。 ※宿泊を伴わない1日行事（Ⅰ型）は熱中症も対象になります。（Ⅱ型では対象外） ※宿泊を伴う行事（Ⅱ型）は細菌性食中毒およびウィルス性食中毒も補償の対象になります。（Ⅰ型では対象外）
賠償責任保険	行事開催中に参加者または第三者の身体や財物に損害を与え、主催者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。 （行事参加者各人が損害賠償責任を負った場合は本補償の対象外となります）

※この保険の対象となる行事は平成26年4月1日午前0時から平成27年3月31日24時まで開催される行事となります。

2. この保険の加入対象者

この保険にご加入いただけるのは、行事の主催団体で、社会福祉協議会、社会福祉協議会の会員団体および社会福祉協議会に登録されたボランティア・市民活動団体に限ります。

3. 対象となる行事と保険料

加入資格を満たしたボランティア・市民活動団体が主催する行事を対象とします。

①社会福祉協議会やその会員、登録団体が共催・後援する行政が主催する行事を含みます。

②団体の自助活動（懇親会等）も対象となります。

※学校管理下の活動（クラブ活動、課外活動）や一般の営利団体が実施する行事は対象になりません。

宿泊を伴わない1日行事（Ⅰ型）

★1行事20名以上からの受付です。傷害保険金は熱中症も対象になります。

宿泊を伴わない1日行事は、行事内容により次の3区分となります。ご加入は1名1口となります。

「川・海」「祭り」行事区分の詳細については14ページを参照下さい。

行事区分	A	B	C
活動内容 (例)	遠足(日帰り) バザー 懇親会 会食会 高齢者疑似体験 音楽会 施設見学 清掃活動 映画上映 炊き出し・農業体験 盆踊り 縁日 ゲートボール ソフトボール バレーボール 等	運動会 納涼船 日帰りキャンプ 避難訓練・防災訓練(一般市民、学童等 が行う程度のもの) マラソン 軟式野球 子ども祭り(紙の御輿担ぎ) バスケットボール 等	サッカー ラグビー※ スキー 相撲※ 神輿・山車に参加する祭り (だんじりなど危険なものは除く) 等 ※体験会、講習会程度または高校生以下のみに よってその競技が行われる場合に限りま。
保険料 (団体割引15%適用) ※(Ⅰ型)の場合のみ適用	1名につき 30円 (傷害保険24円・賠償責任保険6円)	1名につき 134円 (傷害保険124円・賠償責任保険10円)	1名につき 262円 (傷害保険247円・賠償責任保険15円)

※行事内容の区分は引受保険会社の規定によります。行事の内容によっては引受できない場合がありますので、上記以外の行事については取扱代理店までお問い合わせください。

※宿泊を伴わない1日行事は行事主催者の管理下(引受保険会社が閲覧可能な名簿備え付けが必要)で行われる行事が対象となります。

※本保険の対象者はその行事に関係がある者で、行事に参加することがあらかじめ名簿等で客観的に把握できる必要があります。不特定多数の参加者が見込まれる行事は、本保険の対象外となっており、別途「施設所有(管理)者賠償責任保険」等をご用意しておりますので、取扱代理店までお問い合わせください。

※準備・後片付けにつきましては、その行事と同日に実施される場合のみ、行事の一環とみなし、本保険の対象となります。ただし、その行事と明らかに危険度が異なる場合(例：祭りの櫓の設置・解体等)等は、同日であっても保険の対象に含めることができません。

※日中および夜間の警備・パトロールは取扱代理店までお問い合わせください。

宿泊を伴う行事（Ⅱ型）

★熱中症は対象になりません。

宿泊を伴う行事に関しては、行事内容に関わらず次のとおりとなります。ご加入は1名1口となります。

宿泊日数	1泊2日	2泊3日	3泊4日	4泊5日	5泊6日	6泊7日
保険料 (1名につき)	227円 (傷害保険 211円) (賠償責任保険 16円)	279円 (傷害保険 255円) (賠償責任保険 24円)	287円 (傷害保険 255円) (賠償責任保険 32円)	340円 (傷害保険 300円) (賠償責任保険 40円)	348円 (傷害保険 300円) (賠償責任保険 48円)	356円 (傷害保険 300円) (賠償責任保険 56円)

※宿泊行事については、住居を出た時から行事を終え住居に着くまでの間(往復途中)も対象となります(傷害保険のみ)。別途、所定の加入者名簿をご提出ください。

4. 補償内容と保険金額、支払限度額（ご加入は1名1口となります）

※印を付した用語については、3ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

〈傷害保険〉

保険金の種類	保険金額		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
	I型	II型		
死亡 保険金			保険期間中（国内旅行傷害保険特約付普通傷害保険<II型>の場合、国内旅行行程 [※] 中）の事故によるケガ [※] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 （注）既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。
	後遺 障害 保険金	死亡・後遺 障害保険 金額 500 万円	死亡・後遺 障害保険 金額 400 万円	保険期間中（国内旅行傷害保険特約付普通傷害保険<II型>の場合、国内旅行行程 [※] 中）の事故によるケガ [※] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 [※] が生じた場合
入院 保険金	入院保険金日額 3,000円		保険期間中（国内旅行傷害保険特約付普通傷害保険<II型>の場合、国内旅行行程 [※] 中）の事故によるケガ [※] のため、入院 [※] された場合	[入院保険金日額]×[入院 [※] の日数または入院に準ずる状態 [※] の日数]をお支払いします。 （注1）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金をお支払いしません。 （注2）入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [※] を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。
手術 保険金	手術の種類に応じて 1.5・3万円		保険期間中（国内旅行傷害保険特約付普通傷害保険<II型>の場合、国内旅行行程 [※] 中）の事故によるケガ [※] の治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術 [※] を受けられたとき	次の算出によって算出した額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術の場合…[入院保険金日額]×10 ②①以外の手術の場合…[入院保険金日額]×5 （注）1事故に基づくケガ [※] については、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガ [※] について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。
通院 保険金	通院保険金日額 2,000円		保険期間中（国内旅行傷害保険特約付普通傷害保険<II型>の場合、国内旅行行程 [※] 中）の事故によるケガ [※] のため、通院 [※] された場合 （注）通院されない場合で、骨折、脱臼、靭じん帯損傷等のケガ [※] を被った部位を固定するために医師 [※] の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数について通院したものと同みなします。	[通院保険金日額]×[通院 [※] した日数]をお支払いします。 （注1）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院の日数は90日が限度となります。 （注2）入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 （注3）通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [※] を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。

〈賠償責任保険〉

特別約款	支払限度額・免責金額	保険金をお支払いする主な支払事由	
賠償責任保険金	施設 所有 (管理者・ 生産物)	身体 障害 1名 1億円限度 1事故2億円限度 免責金額なし	【施設所有（管理）者特別約款】 被保険者（この保険契約により補償を受けられる方）が所有、使用もしくは管理している各種の施設・設備・用具等の管理の不備、または被保険者もしくはその従業員等の業務活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。 ・自転車や遊具等、運転を誤り通行人に衝突してケガをさせてしまった。 ・プール監視を怠ったため、プールで子供が水死した。 ・展示会に参加者が殺到し、整理の不手際からケガ人が出た。等
		財物 損害 1事故500万円限度 免責金額なし	【生産物特別約款】 被保険者（この保険契約により補償を受けられる方）が製造もしくは販売した製品、または被保険者が行った仕事の結果に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。 ・清涼飲料水やビールのビンが破裂してケガ ・おもちゃのバドミントンラケットの柄が折れ、小学生の目に当り大ケガ ・販売した弁当で食中毒が発生した など ・取付けた看板がはずれ、通行人に当りケガ 等
	受託者	受託物のみ 1事故・保険期間中 500万円限度 免責金額なし	【受託者特別約款】 被保険者（この保険契約により補償を受けられる方）が他人から預かった受託物を保管もしくは管理している間に誤って壊したり、汚したり、紛失したり、または盗まれたりして、預けた人に元の状態では返還できなくなった場合に、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

＜普通保険約款でお支払いする保険金＞

保険金の種類	内 容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続きに要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④の保険金については、それぞれの規定により計算した損害額から加入者証記載の免責金額を控除した額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{〇お支払いする争訟費用の額} = \frac{\text{⑥争訟費用の額} \times \text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。受託者賠償責任保険において、「①損害賠償金」の額は、被害受託物が損害の生じた地および時においてもし損害を受けていなければ有するであろう価額が限度となります。したがって、受託物の使用不能に起因する損害賠償金は対象となりません。また、「④緊急措置費用」は対象外となりますのでご注意ください。適用される特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は特約をご確認ください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払対象とはなりません。

〔賠償責任保険〕

●支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お支払いする保険金のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、ボランティア・市民活動行事保険/インフレットP2にてご確認ください。

〔傷害保険〕

●熱中症危険補償特約がセットされており、急激かつ外来による日射または熱射による身体の障害をケガに含め傷害保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をいいます。）をお支払いします。（行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険＜Ⅰ型＞のみ）

●細菌性食中毒およびウイルス性食中毒もケガに含め傷害保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をいいます。）をお支払いします。（国内旅行傷害保険特約付普通傷害保険＜Ⅱ型＞のみ）

●健康保険・生命保険などに関係なく保険金をお支払いします。

●傷害保険金について ＜行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険＜Ⅰ型＞の場合＞レクリエーション（行事）に参加するために集合地に集合してから解散地で解散するまでの間で、責任者の管理下にある間の事故が保険金のお支払いの対象となります（往復途上傷害危険補償特約をセットする場合は集合・解散場所と参加者の自宅との往復途上における事故も対象となります。）。＜国内旅行傷害保険特約付普通傷害保険＜Ⅱ型＞の場合＞旅行行程（保険証券記載の旅行の目的（行事に参加する目的）をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの行程）中の事故が保険金のお支払いの対象となります。

●保険責任の範囲に関するご注意＜国内旅行傷害保険特約付普通傷害保険＜Ⅱ型＞の場合＞被保険者が乗客として搭乗している航空機・船舶（日本国内から出発して日本国内に帰着する場合をいし、日本国外に寄港する予定のものを除きます。）が通常の航路により日本国外を通過する場合またはその航空機もしくは船舶的第三者による不法な支配を受けて日本国外にでた場合には、被保険者が日本国外において旅行行程中に被ったケガに対しても保険金をお支払いします。

※印の用語のご説明

●「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

●「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。

●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。

「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的区隔がないこと」を意味します。

「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(*)を含みます。なお、傷害保険（行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険＜Ⅰ型＞）の場合は次のいずれかに該当するものを含まません。

①細菌性食中毒

②ウイルス性食中毒

(*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

＜急激かつ偶然な外来の事故（例）＞

・ハイキング行事への参加者が、行事参加中に転んでケガをした。

●「後遺障害」とは、治療^(*)の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見^(*)のないものを除きます。

●「所定の手術」とは、病院または診療所で受けた手術^(*)で、かつ、普通保険約款に列挙されている手術をいいます。補償の対象となる具体的な手術は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(*) 医師^(*)が治療^(*)を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。

●「治療」とは、医師^(*)による治療をいいます。

●「通院」とは、治療^(*)が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。

●「通院保険金日額」とは、加入確認書記載の通院保険金日額をいいます。

●「入院」とは、治療^(*)が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師^(*)の管理下において治療に専念することをいいます。

●「入院に準ずる状態」とは、両眼の矯正視力が0.06以下になっている場合、両耳の聴力または咀嚼（そ）しゃく・言語機能を失っている場合など普通保険約款記載の状態に該当し、かつ、治療^(*)を受けた状態をいいます。

●「入院保険金日額」とは、加入確認書記載の入院保険金日額をいいます。

●「旅行行程」とは、加入確認書記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの行程をいいます。

5. 保険金をお支払いする主な例

【傷害事故】

- ① ハイキング行事への参加者が、行事参加中に転んでケガをした。
- ② 行事の集合地へ自転車で向かう途中、転んでケガをした。（行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険<Ⅰ型>の場合は、往復途上傷害危険補償特約をセットし、参加者名簿の事前提出がある場合）
- ③ キャンプで作った料理で参加者が細菌性食中毒になった。（国内旅行傷害保険特約付普通傷害保険<Ⅱ型>のみ）
- ④ 野外行事中に参加者が熱中症で倒れ、入院した。（行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険<Ⅰ型>のみ）

【賠償責任事故】

- ① 運動会を開催中、主催者の管理ミスにより仮設テントが倒れて来場者にケガをさせ、損害賠償責任を負った。
- ② 子どものハイキング引率中、指導上の不注意で子どもがケガをさせ、損害賠償責任を負った。
- ③ 高齢者の食事会で、主催者の責任により参加者が食中毒となり、損害賠償責任を負った。
- ④ ボランティア行事中、参加者から借りたカメラを落として破損させて、損害賠償責任を負った。

6. 保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、下記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類		保険金をお支払いしない主な場合
傷害 保 険	死亡保険金	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ● 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ
	後遺障害保険金	● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 外科的手術その他の医療処置によるケガ（ただし、「引受保険会社が保険金を支払うべきケガ」の治療※によるものである場合には、保険金をお支払いします。） ● 戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険<Ⅰ型>の場合、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（国内旅行傷害保険特約付普通傷害保険<Ⅱ型>の場合、戦争危険等免責に関する一部修正特約）により、保険金の支払対象となります。）
	入院保険金	● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガ ● 原因がいかなくても、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの
	手術保険金	● 入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ● 原因がいかなくても、誤嚥（えん）※によって生じた肺炎 ● 乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ
	通院保険金	● 別記の「補償対象外となる運動」を行っている間のケガ（国内旅行傷害保険特約付普通傷害保険<Ⅱ型>であらかじめ所定の割増保険料を払込みいただいた場合は、補償の対象となります。） （注）行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険<Ⅰ型>の場合、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

- 行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険<Ⅰ型>の場合すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が、国内旅行傷害保険特約付普通傷害保険<Ⅱ型>の場合すべてのご契約に「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払の対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

補償対象外となる運動

補償対象外となる運動

山岳登山^(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(※2) 操縦^(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(※4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

（※1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。

（※2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（※3）職務として操縦する場合を除きます。

（※4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等を含み、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等を含みます。）を除きます。

※印の用語のご説明（支払事由のパーツに掲載のものを除く。）

- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(※)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。

（※）いずれもそのための練習を含みます。

- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。

- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転することをいいます。

- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

- 「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。

- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。

- 国内旅行傷害保険特約付普通傷害保険<Ⅱ型>の保険期間とは、始期日の午前0時に始まり、満期日の24時に終わります。ただし、被保険者が旅行行程を開始する前および旅行行程を終了した後に生じた事故は保険金の対象となりません。

- 上記にかかわらず、旅行の最終目的地への到着が満期日の24時までで予定されているにもかかわらず、被保険者が乗客として搭乗している航空機・船舶・車両等の交通機関がハイジャック等の第三者による不法な支配を受けたことにより遅れた場合には、解放されて正常な旅行行程につくまでに要した時間で、かつ、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間まで、保険期間は延長されます。

保険金をお支払いしない主な場合

<普通保険約款でお支払いしない主な場合>

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者の間に損害賠償に關し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が、所有、使用または管理する財物を、滅失、破損または汚損した場合において、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政權奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または暴擾（そうじょう）、労働争議に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任
- 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出もしくはいっ出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）等

<賠償責任保険自動引特約（自動セット）でお支払いしない主な場合>

- 直接であると間接であると問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれの事由についても、実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
 - ◇石棉等（アスベスト、石棉製品、石棉繊維、石棉粉塵）の人体への摂取もしくは吸入
 - ◇石棉等への曝露（ばくろ）による疾病
 - ◇石棉等の飛散または拡散

<特別約款でお支払いしない主な場合>【施設所有（管理）者特別約款】

- 施設の建築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害
- 航空機の所有、使用または管理に起因する損害
- パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球の所有、使用または管理に起因する損害
- 昇降機（財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害
- 自動車（原動機付自転車を含みます。ただし、自動車または原動機付自転車が販売等を目的として展示されている場合であって走行していないときは除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害
- 施設外における船舶または車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害
- 給排水管、暖房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家事用器具からの蒸気・水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による財物の損害
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害
- 仕事の完成・引渡し・放棄の後に仕事の結果に起因する損害
- 直接であると間接であると問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◇医療行為。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
 - ◇理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
- 被保険者が行うLPガス販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して生じた損害
- 石油物質が保険の対象の施設から海、河川、湖沼、運河（公共水取）へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ◇水の汚染による他人の財物の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任
 - ◇水の汚染によって漁獲高が減少したまたは漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任
- 石油物質が保険の対象の施設から流出し、公共水取の水を汚染したまたはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、回収回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用（被保険者が支出したと否を問いません。）等

賠償責任
保険

<特別約款でお支払いしない主な場合>【生産物特別約款】

- 生産物の欠陥に起因するその生産物の滅失、破損または汚損自体（生産物の一部の欠陥によるその生産物の他の部分の滅失、破損または汚損を含みます。）に対する損害（使用不能または修補に起因する損害を含みます。）
- 仕事の欠陥に起因する仕事の目的物の滅失、破損または汚損自体（仕事の目的物の一部の欠陥による仕事の目的物の他の部分の滅失、破損または汚損を含みます。）に対する損害（使用不能または修補に起因する損害を含みます。）
- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは引渡しした生産物または行った仕事の結果に起因する損害
- 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害
- 保険引当金に既に発生していた事故と同一の原因により保険引当金引当後発生した事故に基づく損害
- 事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために生産物または仕事の目的物について、回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）を講じる必要がありますが、被保険者が正当な理由なく回収措置を怠った場合、以後発生する同一原因に基づく損害
- 事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物（生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体を含みます。）の回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）に要する費用（被保険者が支出したと否にかかわらず、また損害賠償金として請求されたと否を問いません。）およびそれらの回収措置に起因する損害
- 生産物が成分、原材料または部品等として使用された（生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおり使用されたときを含みます。）財物（完成品、以下同様です。）が、滅失、破損または汚損したことに起因する損害。ただし、完成品の損壊に起因して、完成品以外の財物に発生した損壊および身体の障害は除きます。
- 生産物が製造機械等または製造機械等の部品である場合の次のいずれかに該当する損害
 - ◇製造機械等により製造、生産、選別、検査、包装または加工された財物（製造品・加工品、以下同様です。）が損壊したことに起因する損害
 - ◇製造品・加工品の色、形状等が本来意図したものと違うことに起因する損害。ただし、製造品・加工品の損壊に起因して、製造品・加工品以外の財物に発生した損壊および身体の障害は除きます。
- 生産物または仕事の結果が、所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害。ただし、生産物または仕事の結果の機械的、電氣的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として効能または性能が発揮されなかったことに起因する損害は除きます。

○直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 ◇医療行為。その他法令により、医師または歯科医師以外の者が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。
 ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことが許されていない行為を含みます。
 ○保険の対象が医薬品等、医薬品等の製造・販売、臨床試験の場合に、特定の医薬品および特定の症状・事由に起因する損害
 ○LPガス販売業務の結果に起因する損害
 等

<特別約款でお支払いしない主な場合>【受託者特別約款】

○被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取に起因する損害
 ○被保険者の使用人が所有または私用に供する財物の損壊、紛失または盗取に起因する損害
 ○受託物の性質、かしままたはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害
 ○貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き草、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物の損壊、紛失または盗取に起因する損害
 ○屋根、樋、扉、窓、通風筒等からはいる雨または雪等に起因する損害
 ○給排水管、暖房装置、湿度調整装置、消火栓、業務用または家事用具からの蒸気、水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出に起因する損害
 ○受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に見つされた受託物の損壊に起因する損害
 ○受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）に起因する損害
 ○受託物に対する修理（点検を含みます。）または加工（受託物に作業を施して精度を高めたり、受託物の形状、色、用途または性質などを変えることをいいます。）に起因して、受託物が損壊したことに起因する損害
 ○受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害
 ○冷凍倉庫または冷蔵倉庫（10℃以下の低温で受託物を保管する倉庫をいいます。）内で保管される、または搬出・搬入作業の通常の過程として一時的に倉庫外で保管される受託物の損壊に起因する損害
 ○被保険者が管理または使用するヨット、セールボート、モーターボート等が損壊、紛失または盗取されたことに起因する損害
 等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

7. 加入手続き上の留意事項

- 備え付けの「加入申込票」を作成のうえ、所定の保険料とともに平成26年3月31日（月）までに社会福祉協議会へ提出してください。加入申込票と保険料は、社会福祉協議会で取りまとめのうえ、取扱代理店へ送付いたします。

【ご注意】

- ① 行事は同じ月の実施予定であれば、同一の加入申込票に複数分を記入できます。
- ② 実施する月が異なる場合、必ず月ごとに用紙を分けて作成してください。 ※各行事ごとに参加者名簿の備え付けをお願いします（ただし宿泊を伴う行事【国内旅行傷害保険特約付普通傷害保険Ⅱ型】の場合は、名簿の提出をお願いします）。
- ③ 上記の書類に所定の保険料を添えて、平成26年3月31日（月）までに社会福祉協議会担当窓口へご提出ください。宿泊を伴わない1日行事【行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険Ⅰ型】でのお申し込みで、往復途上の補償も希望される場合は、行事実施日の前日までに参加予定者名簿、行事開催日・場所が分かる客観的資料の提出が必要です。
- ④ 行事の追加や変更がある場合は事前に参加手続きをされた社会福祉協議会までご連絡ください。
- ⑤ 行事が中止または延期された場合は、直ちに、参加手続きをされた社会福祉協議会までご連絡ください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明（行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険／国内旅行傷害保険特約付普通傷害保険）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入ください。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款（傷害保険普通保険約款）、行事参加者の傷害危険補償特約、国内旅行傷害保険特約およびその他のセットされる特約によって定まります。ご不明な点については取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

- ①行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険<Ⅰ型>は、行事に参加している間の事故により、被保険者（補償の対象者）がケガをされたときに保険金をお支払いします。
- ②国内旅行傷害保険特約付普通傷害保険<Ⅱ型>は、国内旅行（行事）に参加する目的を持って住居を出発してから住居に到着するまでの間かつ加入確認書の保険期間中に記載された保険期間中に被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。被保険者となれる方は契約者に提出いただいた名簿に記載された方となります。
(注1) 保険期間は始期日の午前0時に始まり、満期日の24時に終わります。ただし、被保険者が旅行行程を開始する前および旅行行程を終了した後が生じたケガは保険金の対象となりません。
(注2) 旅行の最終目的地への到着が保険期間の満期日の午後12時までで予定されているにもかかわらず、被保険者が乗客として搭乗している航空機・船舶・車両等の交通機関がハイジャック等の第三者による不法な支配を受けたことにより遅れた場合には、被保険者が解放されて正常な旅行行程につくまでのその事由により到着が通常遅延すると認められる時間まで、保険期間は延長されます。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする主な場合はボランティア・市民活動行事保険/パンフレットP.2～3「補償内容と保険金額、支払限度額」のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ①保険金をお支払いする主な場合（主な支払事由）と保険金のお支払額
ボランティア・市民活動行事保険/パンフレットP.2～3「補償内容と保険金額、支払限度額」をご参照ください。
- ②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）
ボランティア・市民活動行事保険/パンフレットP.4「保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

ボランティア・市民活動行事保険/パンフレットP.2～3「補償内容と保険金額、支払限度額」をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。なお、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(4) 保険期間

行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険<Ⅰ型>は行事の開催期間に合わせて設定いただけます。なお、国内旅行傷害保険特約付普通傷害保険<Ⅱ型>は1ヶ月以内で旅行（行事）期間に合わせて設定してください。国内旅行傷害保険特約付普通傷害保険<Ⅱ型>は行事に参加する目的をもって住居を出発してから住居に到着するまでを補償するものです。保険期間の途中であっても住居に到着した時に補償は終了しますのでご注意ください。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。なお、お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、加入申込票の実施日欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

- ご加入いただく保険金額については、次の点にご注意ください。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、ボランティア・市民活動行事保険/パンフレットP.2「補償内容と保険金額、支払限度額」、普通保険約款・特約等にてご確認ください。
 - ・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引き受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- 国内旅行傷害保険特約付普通傷害保険<Ⅱ型>の場合、次のいずれかに該当する場合は、ご加入いただける死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約等」*と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。

- ・始期日時時点で被保険者が満15才未満の場合
- ・申込人と被保険者（満15才以上）が異なる場合で、その被保険者の同意（署名）が引受保険会社所定の書面にないとき
- *「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等を含む、いずれも積立保険を含みます。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・行事の内容・ご加入いただいた被保険者の人数等により決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法

ボランティア・市民活動行事保険/パンフレットP.6「加入手続き上の留意事項」をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。詳細は「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】 株島本保険事務所
〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4-1-3
TEL06-6252-4519 FAX06-6245-4686

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277（無料）
受付時間：平日 9:00～20:00
土日・祝日 9:00～17:00
（年末・年始は休業させていただきます。）

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189（無料）
事故は いち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808【たぐい代】(有料)

受付時間：平日 9:15～17:00
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

注意喚起情報のご説明（行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険／国内旅行傷害保険特約付普通傷害保険）

- ご加入に際しては被保険者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください。この「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入ください。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款（傷害保険普通保険約款）、行事参加者の傷害危険補償特約、国内旅行傷害保険特約およびその他セットされる特約によって定まります。ご不明な点については取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

この保険は社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が保険契約者となる包括契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項（告知義務—加入申込票の記載上の注意事項）
被保険者（補償の対象者）には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社へ告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社へ告知いただいたものとなります。）。加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

「行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険<Ⅰ型>」、「国内旅行傷害保険特約付普通傷害保険<Ⅱ型>」のご加入では次の事項について十分ご注意ください。

- 他の保険契約等に関する情報（同種の危険を補償する他の保険契約等、団体総合生活補償保険・普通傷害保険等をいれ、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、保険契約、生命保険契約等を含みます。）

(2) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等（注）で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴にその内容を必ず記載ください。

(注)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険・普通傷害保険等をいれ、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等も含まれます。

■保険金受取人について

保険金受取人	死亡保険金	・死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。被保険者の同意のないままにご契約なされたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合も、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせご案内ができませんこととなります。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にごこの保険契約（*）の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約を解約しなければなりません。

- ①この保険契約の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、以下のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤②および③の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親戚関係の終了等により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書等が必要となります。（*）保険契約…その被保険者にかかわる部分に限ります。

3. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。保険料は、ボランティア・市民活動行事保険/パンフレットP6「加入手続き上の留意事項」記載の方法によりお支払いください。ボランティア・市民活動行事保険/パンフレットP6「加入手続き上の留意事項」記載の方法により保険料をお支払いいただけない場合には、保険期間が開始した後であっても、保険金をお支払いできません。

「行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険<Ⅰ型>」の場合、ご加入時に参加者名簿および行事開催日・場所を記載した客観的資料のご提出がない場合は、行事場所、住居間の往復途上における保険金支払事由に対して保険金をお支払いしません。

国内旅行傷害保険特約付普通傷害保険<Ⅱ型>の場合、保険期間が開始した後であっても、被保険者が旅行行程を開始する前または旅行行程を終了した後生じた保険金支払事由に対しては保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等（主な免責事由）

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

ボランティア・市民活動行事保険/パンフレットP4「保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③他の保険契約等との重複により、死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、ボランティア・市民活動行事保険/パンフレットP6「加入手続き上の留意事項」記載の方法によりお支払いください。ボランティア・市民活動行事保険/パンフレットP6「加入手続き上の留意事項」記載の方法により保険料をお支払いいただけない場合には、保険金をお支払いできませんこととなります。なお、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に被保険者が死亡された場合は、この保険契約は失効となります。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

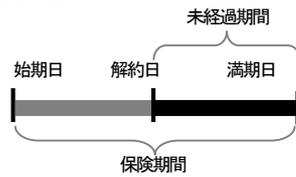
7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

〔行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険<Ⅰ型>の場合〕

・解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。

ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。



・始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきます。

〔国内旅行傷害保険特約付普通傷害保険<Ⅱ型>の場合〕

・解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。

・解約返れい金を返還させていただく場合、保険料から既経過期間に対する保険料を差し引いて、その残額を返還します。詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

ボランティア・市民活動行事保険パンフレットP.16の「ご加入時にご注意いただきたいこと」をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】 株島本保険事務所

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4-1-3

TEL06-6252-4519 FAX06-6245-4686

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

受付時間：平日 9:00~20:00

土日・祝日 9:00~17:00

(年末・年始は休業させていただきます。)

万一、事故が起きた場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)

事故は いち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808【たぐ代ル(有料)】

受付時間：平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)

保険金をお支払いする場合に該当したとき

●取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金支払事由に該当した日から30日以内にご連絡がない場合もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

●<保険金支払いの履行期>

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（注1）をご提出をいただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（注2）を終えて保険金をお支払いします。（注3）

（注1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。「代理請求人」が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

（注2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（注3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

●<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行うときは、引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
- ・被保険者であることを確認するための書類（保険契約者備付名簿（写）、被保険者数兼被保険者証明書 等）

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります

●<代理請求人について>

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者等（以下「代理請求人」といいます。詳細は下記の（注）をご参照ください。）が保険金を請求することがあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者（*）」または「上記②以外の3親等内の親族」

（*）「配偶者」とは、法律上の配偶者に限ります。

2013年10月1日以降始期契約用

賠償責任保険（施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険）をご加入いただくお客さまへ

重要事項のご説明

この書面では賠償責任保険（施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険）に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。

ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款および特約（特別約款を含みます。）によって定まります。普通保険約款および特約が必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

申込人と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

※加入申込票への記名・押印（または署名）は、この書面の受領印を兼ねています。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
施設所有（管理）者賠償責任保険 生産物賠償責任保険 受託者賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款
	+ 施設所有（管理）者特別約款 生産物特別約款 受託者特別約款
	+ 保険法の適用に関する特約 （自動セット） 賠償責任保険追加特約 （自動セット）
	+ 各種特約（任意セット）

任意セットの特約は必要な場合にセットします。「(3)セットできる主な特約」をご参照ください。

(2) 補償内容

■被保険者

保険の種類	被保険者（ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。）
施設所有（管理）者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険	加入申込団体が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

■保険金をお支払いする主な場合

「ボランティア・市民活動行事保険パンフレット P2」をご参照ください。

■お支払いする保険金

「ボランティア・市民活動行事保険パンフレット P3」をご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

「ボランティア・市民活動行事保険パンフレット P4.5」をご参照ください。P4.5 記載の免責事由以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので必ずご確認ください。

(3) セットできる特約

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

(4) 保険期間

この保険の保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、「ボランティア・市民活動行事保険パンフレット P1」または加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件（支払限度額、免責金額）

「ボランティア・市民活動行事保険パンフレット P2」をご参照ください。

2. 保険料

保険料（申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。）は、支払限度額、免責金額、保険期間等によって決定されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、「ボランティア・市民活動行事保険パンフレット P1」または加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

「ボランティア・市民活動行事保険パンフレット P6」をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加のご請求をさせていただく場合があります。「注意喚起情報のご説明」の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款および特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は、保険期間が1年間以下のご契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(告知義務・加入申込票の記入上の注意事項)

特にご注意ください

申込人および被保険者には、ご加入時に加入申込票(引受保険会社にご加入の申込みをするために提出する書類をい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。加入申込票に記入された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(2) ご加入後にご連絡いただくべき事項

(通知義務等)

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険の対象(施設、業務等)に変更(追加および削除を含みます。)が生じる場合
- ご契約時にご提出いただいた加入申込票の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

- ◇ご住所の変更等、加入申込票に記載された事項を変更する場合
- ◇特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。保険料(分割払の場合は第1回分割保険料)は、特約により保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご加入と同時に払い込んでください。保険料の払込みがない場合、保険期間が始まった後であっても、始期日から取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「ボランティア・市民活動行事保険パンフレット P4.5.6」をご参照ください。「ボランティア・市民活動行事保険パンフレット P4.5.6」記載の免責事由以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので必ずご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ ①および②と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

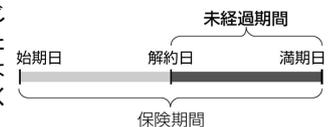
特にご注意ください

保険料は、「ボランティア・市民活動行事保険パンフレット P6」記載の方法により払込みください。「ボランティア・市民活動行事保険パンフレット P6」記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

■解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(図をご参照ください。)分よりも少なくなります。



たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金はお支払いいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

■始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。特に、初回保険料口座振替特約と保険料一般分割払特約をあわせてセットしたご契約については、原則として追加請求が生じます。追加のご請求をさせていただいたにもかかわらず、そのお払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

「ボランティア・市民活動行事保険パンフレット P16」をご参照ください。

本保険商品に関するお問い合わせは

取扱代理店 株式会社島本保険事務所
〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 4-1-3 大阪センタービル 2F
TEL: 06-6252-4519 FAX: 06-6245-4686

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

【受付時間】平日 9:00~20:00

土日・祝日 9:00~17:00 (年末・年始は休業させていただきます)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

事故が起こった場合の手続

(1) 事故にあわれたときの引受保険会社へのご連絡等

事故が発生したときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

- ① 損害の発生および拡大の防止
② 相手の確認 ③ 目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
事故は いち早く
0120-258-189 (無料)へ

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただけます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか、各特約に定める書類をご提出いただけます。

※2 事故の内容、損害額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類、損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用に関する領収書・明細書
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ① 他人の身体障害の程度、損害額および損害賠償請求権者を確認する書類 ② 他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害額および損害賠償請求権者を確認する書類 ③ ①および②のほか、損害額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類 ④ 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類 ⑤ 共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本 修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書 示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書 権利移転証(兼)念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止・権利保全行使・緊急措置・弁護士・初期対応・訴訟対応等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ① 保険金請求権者を確認する書類 ② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 ③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 ④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 引受保険会社所定の同意書 示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知 委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■ 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■ 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■ 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

(3) 確定精算または契約締結時の保険料算出基礎数値確認に関する注意事項

保険料が賃金、入場者数、領収金または売上高等の見込数値に対する割合によって定められている場合は、これらの数値が確定した後、保険料の精算を行う必要があります^(注)。保険料の精算の際に、保険料を算出するために必要な資料(実績数値の記載がある保険契約者(または被保険者)作成資料の写しおよび当社様式による「通知書」)を当社にご提出いただけます。実績数値に基づき算出された確定保険料(最低保険料に達しないときは最低保険料)と暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。

(注) 当社を脱退(解約)される場合にも、保険料の精算を行う必要があります。

行事区分表

川・海関係、祭り関係の詳細内容

<川・海関係>

A区分	水泳（遠泳を含む）、海水浴、河川清掃、川原遊び、川べりの散歩、ゴムボート遊び（川下りを除く）、バナナボート（浮輪程度）、船を使わない魚釣り、釣り教室（建物内で行うもの）、釣堀での釣り、釣堀での魚のつかみどり（プール、川の浅瀬、遠浅で囲いのある海で行う場合）、魚の放流、潮干狩り、手漕ぎボート教室
B区分	カヌー教室（プールで行う）、見学会（船を使用）、納涼船、船上パーティー、魚釣り（船上での釣り、船を使用して釣り場に行って行う釣りは除く）、遊覧船、水上バス、ライン下り（観光客を対象とする程度のもの）、キャンプ（日帰り）
C区分	カッターボート競技、カヌー教室（池、川で行う）、サーフィン、ジェットスキー（搭乗のみ、運転不可）、ドラゴンボート、バナナボート（浮輪以外）、ビーチサッカー

<祭り関係>

A区分	鳴り物練習（太鼓をたたく）、仮装行列
B区分	みこし（素材 紙）動作に関わらず
C区分	みこし（素材 紙以外）動作に関わらず、山車・みこしに参加するもの（ケンカみこし、だんじり祭り等を除く）、打ち込み（太鼓をトラックにのせて走る）、小屋入れ・小屋出し

ご加入時にご注意いただきたいこと

【共通】

- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- 行事参加者の傷害保険補償額が普通傷害保険および国内旅行傷害保険特約付普通傷害保険は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が保険契約者となる包括契約です。賠償責任保険は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が保険契約者となる暫定保険料方式の契約です。
- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険料、特別保険料および特約によって定まります。詳細は普通保険料、特別保険料および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 被保険者（補償の対象者）には、ご加入時に保険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります）。加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が事実と異なる場合、または、事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので加入申込票の内容を必ずご確認ください。
- 本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・国債・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告会、再保険金の請求等のために、再保険引受会社に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

- この保険にご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。

◇申込人	行事の主催団体に、社会福祉協議会、社会福祉協議会の会員団体および社会福祉協議会に登録されたボランティア・市民活動団体に限ります。
◇被保険者 （補償の対象者）	傷害保険：行事の参加者 賠償責任保険：行事の主催団体

- この保険の保険期間は行事開催日もしくは旅行行程中となります。次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

◎著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合

- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険料率が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

【傷害保険】

- 傷害保険の場合、この制度で被保険者（補償の対象者）となる方の範囲は、加入要件を満たした活動者およびその団体の会員または登録されている利用者です。
- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による治療の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）、灸（きゅう）、マッサージなどの医療行為については、被保険者以外の医師の指示に基づいて行われた治療のみ、お支払いの対象となります。
- 死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。
- 死亡保険金以外の保険金は、普通保険料・特約にて定めております。
- 行事参加者の傷害保険補償額が普通傷害保険＜Ⅰ型＞の保険金額をご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果、本案内と異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 国内旅行傷害保険特約付普通傷害保険＜Ⅱ型＞で、次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約等」※と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。

①始期日時点で被保険者が満15才未満の場合

②保険契約者と被保険者（満15才以上）が異なる場合で、その被保険者の同意（署名）が引受保険会社所定の書面にないとき

- 「同種の危険を補償する他の保険契約等」※がある場合は、加入申込票の「他の保険契約等」欄に必ずご記入ください。
- ※「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等をいし、いずれも積立保険を含みます。

- ＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞（平成26年2月現在）
○引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返戻金等のお支払いが一時期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の方である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）
○補償対象となる場合には保険金や解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【賠償責任保険】

- ＜示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。＞
この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償額が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

＜保険会社破綻時等の取扱い＞（平成26年2月現在）

○引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返戻金等のお支払いが一時期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。

- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限ります。「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の方である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）
○補償対象となる場合には保険金や解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

お問い合わせ

【制度運営】	
大阪府社会福祉協議会 大阪府ボランティア・市民活動センター 〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 TEL 06(6762)9631 FAX 06(6762)9679	（受付社会福祉協議会）
【取扱代理店】	
株島本保険事務所 〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4-1-3 TEL 06-6252-4519 FAX 06-6245-4686	【引受保険会社】 三井住友海上火災保険㈱ 関西企業営業第三部公務部併室 〒540-8677 大阪市中央区北浜4-3-1 TEL 06-6233-1536 FAX 06-6220-3098

平成26年度版

使用期限：平成27年3月31日